

自動車リサイクル法に基づく 解体業許可申請書作成の手引き

盛岡市環境部廃棄物対策課

令和4年5月

目次

自動車リサイクル法に基づく解体業許可申請書作成の手引き

1	はじめに	……………p1
2	解体業の手続きについて	……………p1
	(1) 解体業許可の手続きの流れ	
	(2) 申請手続き	
	(3) 審査期間	
	(4) 許可の有効期間	
3	申請方法等	……………p2
	(1) 申請方法	
	(2) 提出部数	
	(3) 受付時間	
	(4) 更新許可申請に係る受付日	
	(5) 申請書提出場所	
4	申請手数料等	……………p3
	(1) 申請手数料	
	(2) 納入方法	
5	記載例・添付書類について	……………p3
	(1) 記載例について	
	(2) 記載例がない添付書類について	
	(3) 添付書類について	
6	記載例	……………p5
7	添付書類一覧表	……………p13
8	申請・相談窓口	……………p14

○ 自動車リサイクル法の様式は、市役所のホームページの次のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/sanpai/jidosha/1008814/index.html>

○ 事前協議については、別途「廃棄物処理施設等設置等事前協議書作成の手引き」をご確認ください。また、事前協議については、次のページでも説明をご覧になれます。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/sanpai/joho/1008797/index.html>

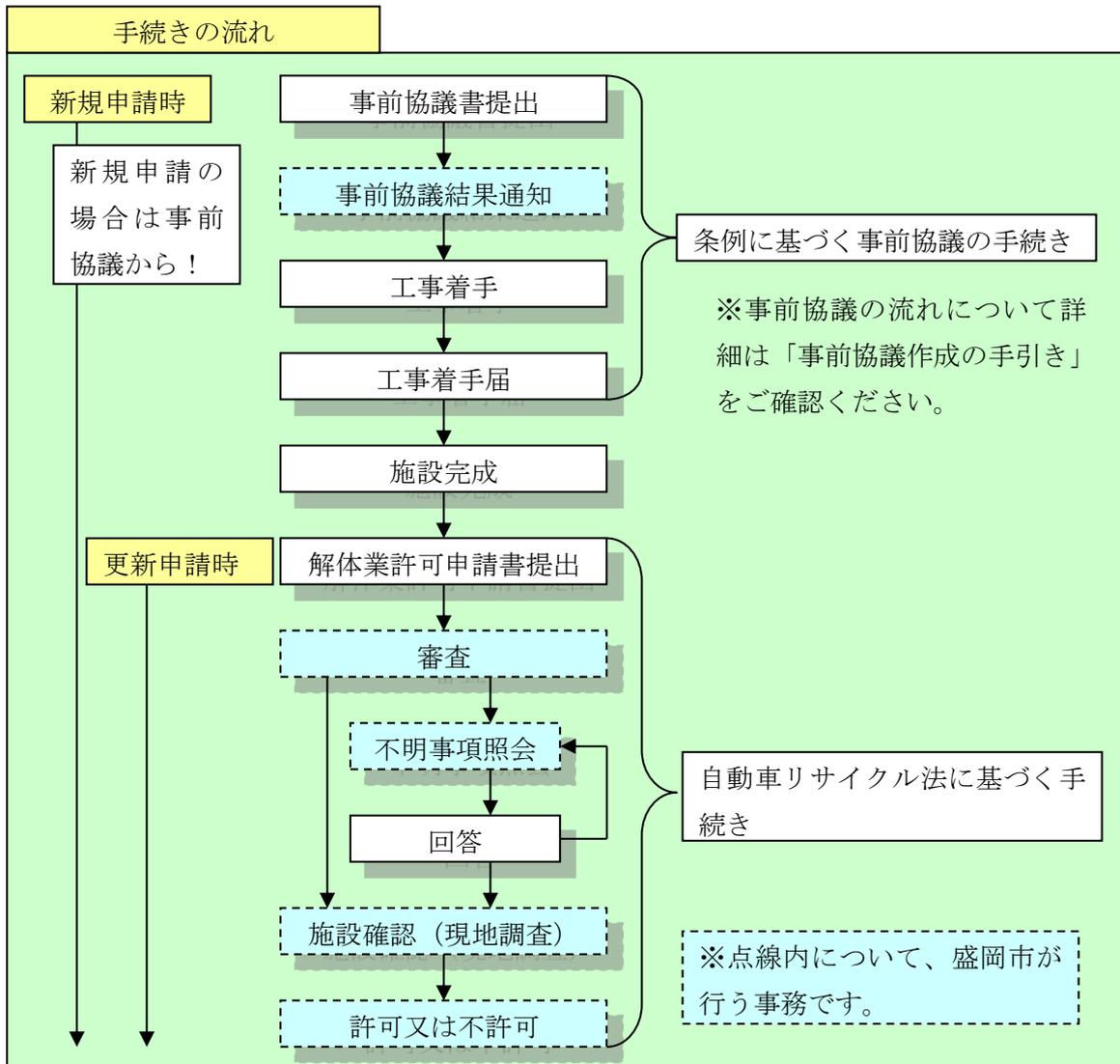
1 はじめに

この手引きは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づく解体業の新規（更新）許可申請のための申請書作成の手引きです。

なお、新規で解体業を行う場合は、自動車リサイクル法に基づく許可申請の前に「盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づく事前協議（以下「事前協議」という。）が必要です。事前協議については、別途「廃棄物処理施設等設置等事前協議書作成の手引き」をご確認ください。

2 解体業許可申請手続きについて

(1) 解体業許可の手続きの流れ



(2) 申請手続き

① 新規許可申請の場合

解体業の施設を設置する前に、適切に解体業を行うことができる施設の設置の計画となっているか及び事業の計画となっているか等を判断するために、盛岡市との事前協議が必要です。盛岡市との事前協議が調った旨通知を受けてから、施設の設置の工事に着手してください。

施設設置後、自動車リサイクル法に基づく解体業の許可申請書を提出してください。

許可申請書提出後、市で申請内容が許可基準に合っているかの書類審査及び現地確認審査を行います。書類審査において不足事項や不明事項等がある場合、申請者に不明事項照会を行います。また、現地確認審査において不備があった場合は、施設の改善をしていただきます。

審査の結果、自動車リサイクル法の許可基準にあった申請となっていることが確認できた場合には、解体業の許可証を交付します。なお、許可基準に合わない申請の場合は、不許可である旨申請者に通知します。

② 更新許可申請の場合

施設の変更がない場合は、事前協議は不要です。許可期限前に自動車リサイクル法に基づく手続きをしてください。手続き内容は新規許可申請の場合と同様です。なお、施設の変更があれば、事前協議が必要な場合がありますので留意してください。

(3) 審査期間

解体業の許可申請に係る標準処理日数は80日（新規及び更新）です。ただし、申請書に不明な事項等があった場合に、申請者が申請書を追加・補正する期間は標準処理日数に含まれませんので留意してください。

また、新規申請の場合に必要な解体業の施設に係る事前協議については、標準処理日数が80日となっています。

(4) 許可の有効期間

解体業の許可の有効期間は5年間（新規及び更新）です。継続して解体業を行う場合は、更新の許可が必要です。なお、更新許可については、許可期限日までに更新許可申請を行っていれば、更新に係る審査中に許可期限が過ぎてしまっても「許可」又は「不許可」の処分が下されるまでは従前の許可は有効となります。

3 申請方法等

(1) 申請方法

面談審査が必要なため、郵送では受け付けていませんので、直接廃棄物対策課までお越しください。なお、申請される場合には、なるべく事前に来庁したい日時等を電話で予約していただくようお願いいたします。

(2) 提出部数

提出部数は1部です。ただし、申請者控えは別途作成（不明事項等の照会の際に提出書類の確認のため必要になる場合があります。）しておいてください。

(3) 受付時間

平日の午前9時から午後5時まで受付しています。

(4) 更新許可申請に係る受付日

許可有効期間の2ヶ月前から受け付けています。

(5) 提出先

盛岡市役所若園町分庁舎 環境部廃棄物対策課

4 申請手数料等

(1) 申請手数料

- ① 新規許可申請：78,000 円
- ② 更新許可申請：70,000 円

(2) 納入方法

申請手数料分の盛岡市収入証紙（岩手県収入証紙と間違えないように留意してください。）を申請書と一緒にご用意してください。申請手数料は、不許可の場合や、申請を取り下げた場合であっても還付できませんので、御注意ください。

なお、盛岡市収入証紙は若園町分庁舎では販売しておりませんので、お手数ですが盛岡市役所本庁舎 2 階の会計課出納係又は盛岡市保健所 6 階の岩手県食品衛生協会盛岡市支会で購入してください。

5 記載例・添付書類について

(1) 記載例について

次の様式の記載例を本手引きに掲載しています。

- ① 許可申請書（様式第 5 号）
- ② 誓約書（別記様式第 3 号）
- ③ 事業計画書及び収支見積書（別記様式第 4 号）
- ④ 処理工程図（別記様式第 8 号）
- ⑤ 施設概要書（別記様式第 10 号）

(2) 記載例がない添付書類について

① 標準作業書

標準作業書については、ガイドラインを参考に実際に行っている作業手順に即して記入してください。なお、ガイドラインの記入例は、あくまで 1 つの好ましい例であり、すべての事業者がこの全部の内容を求めるものではありません。また、事業者の実態に即して選択すべき項目もありますので留意願います。

ガイドライン掲載ページアドレス

[「https://www.env.go.jp/recycle/car/pdfs/040226document.pdf」](https://www.env.go.jp/recycle/car/pdfs/040226document.pdf)

② 使用済自動車等の撤去・改善計画書（別記様式第 6 号）

使用済自動車を大量に保管している場合又は不適正保管している場合に添付が必要です。該当する場合は、個別にご相談ください。

(3) 添付書類について

新規許可申請の場合と更新許可申請の場合で、必要な添付書類が違います（更新許可申請では

一部の添付書類が省略可能です。)ので、添付書類一覧表をご確認のうえ、添付漏れのないようにしてください。

添付書類のうち、住民票等の公的機関から発行される証明書については、申請日の3ヶ月前以内に発行された原本(コピー不可)を添付してください。申請日の3ヶ月以上前に発行された証明書を添付された場合は、証明書について再提出いただく場合がありますので留意願います。

6 記載例

様式第五（第五十五条関係）

解体業 許可
許可の更新 申請書

※許可番号	2110xxxxxxx
※許可年月日	令和xx年x月x日

令和〇年〇月〇日

盛岡市長 ○〇 ○〇 様

(郵便番号) 020-xxxx
住 所 岩手県盛岡市〇〇町x番x号
氏 名 株式会社〇〇自動車
代表取締役 盛岡 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 019-xxx-xxxx

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61項第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	株式会社〇〇自動車リサイクルセンター
所在地	(郵便番号) 020-xxxx 岩手県盛岡市〇〇町x番地x, x番地y 電話番号 019-xxx-xxxx
事業の用に供する施設の概要	使用済自動車保管場所 〇〇㎡ 最大保管量 〇〇台 解体自動車保管場所 〇〇㎡ 最大保管量 〇〇台 解体作業場 〇〇㎡ 床面鉄筋コンクリート打設(150mm) 屋根有 燃料採取場所 〇〇㎡ 床面鉄筋コンクリート打設(150mm) 屋根有 部品保管場所 〇〇㎡ コンテナ 屋根有 廃棄物保管場所 〇〇㎡ コンテナ 屋根有 廃油保管場所 〇〇㎡ 建屋内(ドラム缶) 油水分離槽 〇箇所
他に解体業又は破砕業の許可 (他の都道府県のものを含む。) を有している場合にあっては、 その許可番号(申請中の場合に あっては、申請年月日)	都道府県・市名
	① 岩手県 ② 青森県
他に廃棄物処理法に基づく産業 廃棄物処理業の許可(他の都道 府県のものを含む。)を有してい る場合にあっては、その許可番 号(申請中の場合にあっては、 申請年月日)	都道府県・市名
	① 盛岡市 ② 岩手県 ③ 青森県
解体業を行おうとする事業所以 外の場所で使用済自動車又は解 体自動車の積替え又は保管を行 う場合には、当該場所の所在地、 面積及び保管量の上限	株式会社〇〇自動車解体自動車保管施設 岩手県盛岡市〇〇町x番地x 保管場所面積 〇〇㎡、保管量の上限 〇〇台

「許可」と「許可の更新」で該当しない方を二重線で消去してください。

更新の場合にのみ、許可証を確認の上、許可番号及び許可年月日を記載してください。

住民票（個人申請の場合）又は法人登記事項証明書（法人申請の場合）に記載の住所及び氏名又は名称を正確（ハイフンなどで省略しないでください。）に記載してください。

- ① 事務所等の住所ではなく、**土地の地番**で記載してください。
- ② 土地の登記事項証明書（土地の登記簿謄本）に記載のとおり正確（ハイフンなどで省略しないでください。）に記載してください。
- ③ 事業所の全ての土地の筆について記載してください。

- 1 新規許可の場合
「別記様式第10号のとおり」と記載して、別記様式第10号を添付してください。
- 2 更新許可の場合
次の①又は②の記載としてください。
① 記載例のように施設概要を記載する。
② 「別記様式第10号のとおり」と記載して、別記様式第10号を添付する。

- ① この申請以外で解体業・破砕業・産業廃棄物処理業の許可関係(他の自治体分も含む。)について記載してください。
- ② すでに許可を受けているものについては、許可番号を記載し、現在新規申請中のものについては、申請年月日を記載してください。
- ③ 許可の種類は許可番号又は申請年月日の後に括弧書きで記載してください。

事業所以外で使用済自動車等を保管している場合は、事業所の名称及び所在地の欄と同様に記載してください。

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
盛岡 太郎	代表取締役	盛岡市〇〇町x番x号
盛岡 次郎	取締役	岩手郡滝沢村〇〇x番地x
盛岡 花子	監査役	盛岡市〇〇町x番x号

法人申請者のみ

- ① 法人の登記事項証明書に記載の役員全員について記載してください。
- ② 役員以外にも業務を執行する執行役等がある場合には記載してください。
- ③ 記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、役員の氏名等一覧を添付してください。
- ④ 住所は添付の住民票に記載のとおりになしてください。

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
岩手 三郎	工場長	盛岡市〇〇一丁目x番x号

個人及び法人申請者共通

- ① 使用人（※）がいる場合、役員の欄と同様に記載してください。
- ② 使用人がいない場合は、「該当なし」と記載してください。

※使用人とは次の事務所等の代表者のことです。

- ・ 本店又は支店
- ・ 解体業又は破産業の契約を締結する権限を有する者を置く事務所等

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所
該当なし	

個人申請者のみ

- ① 申請者が未成年の場合に、法定代理人について、役員の欄と同様に記載してください。
- ② 申請者が未成年者ではない場合は、「該当なし」と記載してください。

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	該当なし
(ふりがな) 代表者の氏名	
住所	(郵便番号) 電話番号

法人申請者のみ

- ① 5%以上の株式を有するか出資の額が5%以上となる出資者がいる場合に、役員の欄と同様に記載してください。
- ② 該当する株主等がない場合は、「該当なし」と記載してください。

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
該当なし		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数又は 出資の金額
盛岡 太郎 株式会社〇〇	盛岡市〇〇町x番x号 宮城県仙台市〇〇町x番x号	〇株 〇株

法人申請者のみ

- ① 5%以上の株式を有するか出資の額が5%以上となる出資者がいる場合に、役員のカラムと同様に記載してください。
- ② 該当する株主等がない場合は、「該当なし」等と記載してください。

標準作業書の記載事項 別添標準作業書の全文の写しのとおり。

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

「別添標準作業書の全文の写しのとおり」と記載してください。
※ 標準作業書に内容が含まれていることから、下欄については記載しなくても構いません。

誓 約 書

申請者（届出者）は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

令和〇年〇月〇日

申請者（届出者）
住所（所在地） 岩手県盛岡市〇〇町x番x号
氏名 株式会社〇〇自動車
代表取締役 盛岡 太郎
(法人にあつては名称及び代表者名)

盛岡市長 〇〇 〇〇 様

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第62条第1項第2号イからヌの概要

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、一定の期間を経ない者
- ハ 自動車リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法その他の法律に違反して罰金の刑に処せられ、一定の期間を経ない者
- ニ 解体業（破砕業）の許可、廃棄物処理法等に基づく許可を取り消され、一定の期間を経ない者（法人の場合は、その役員も含む。）
- ホ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者
- ヘ 暴力団員又は暴力団員であった者で一定の期間を経ない者
- ト 未成年者の場合、その法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人の場合で、その役員又は契約締結権限のある使用人等がイからへまでのいずれかに該当するもの
- リ 暴力団員（暴力団員であった者で一定の期間を経ない者を含む。）によって事業活動が支配されている法人
- ヌ 個人の場合で、契約締結権限のある使用人等がイからへまでのいずれかに該当するもの

注) 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずる者をいい、いかなる名称であるかに関係なく、法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含む。

申請者又は役員等が該当している場合、自動車リサイクル法の解体業・破砕業の許可は受けられません。

別記様式第4号 事業計画書及び収支見積書(解体業者用)

令和4年7月1日現在作成

1-1. 事業の全体計画(業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種(乗用車、大型車)を含む。)

個人ユーザー、引取業者及びフロン類回収業者等から引き取った使用済自動車当社事業所で解体する。解体後の有用部品(バンパー、ドア、エンジン等)は、中古部品業者又は金属商等に売却する。解体に伴って発生した産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者に委託して処分する。解体した自動車については、破砕業者である〇〇株式会社〇〇事業所に引き渡す。扱う自動車は乗用車のみで大型車は取り扱わない。

業務時間	8時~17時	従業員数	4人	休業日	日曜日
------	--------	------	----	-----	-----

1-2. 使用済自動車等の引取実績及び計画

年度	令和1年度実績 (3年前)	令和2年度実績 (2年前)	令和3年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	530台	621台	605台	600台
主な引取先	(株)〇〇販売	(株)〇〇販売	(株)〇〇販売	(株)〇〇販売

※主な引取先がない場合(個人ユーザーからの引取が主な場合)は、「なし」と記入。

1-3. 解体実績

年度	令和1年度実績 (3年前)	令和2年度実績 (2年前)	令和3年度実績 (1年前)
年間処理実績	530台	621台	605台
年間稼働日数	290日	290日	290日
平均処理実績	1.8台/日	2.1台/日	2.1台/日

※平均処理実績=年間処理実績÷年間稼働日数

1-4. 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
3台/日	290日	870台

※自動車整備業者の場合の1日当処理能力は、部品取りに充てることが可能な時間から計算。(例:5日で1台程度の場合:0.2台/日)

※年間処理能力=1日当処理能力×稼働予定日数

1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	20台 (5台)	保管量の上限	20台 (0台)
現在保管量	5台 (1台)	現在保管量	1台 (0台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で()に記入すること。

※使用済自動車は解体前(部品取り前)の車、解体自動車は解体後(部品取り後)の車。

作成年月日は申請の日と同日にしてください。

1-1 事業の全体計画

- ① 引取から引渡までの流れを説明する内容を記載してください。
- ② 有用物回収品目、発生廃棄物の処理についても概要を記載してください。
- ③ 取引先等の詳細は別記様式第8号に記載してください。

1-2 使用済自動車等の引取実績及び計画

- ① 過去3年間の引取実績及び許可更新年度の年間計画について記載してください。
- ② 主な引取先がない場合(個人ユーザーからの引取が主な場合)は、「なし」と記入してください。

1-3 解体実績

- ① 過去3年間の解体実績について記載してください。
- ② 平均処理実績=年間処理実績÷年間稼働日数で計算してください。

1-4 解体能力

- ① 事業所の作業員数や施設の能力を考慮した上で、1日当たりの解体可能な車の台数を記載してください。
- ② 年間処理能力=1日当たりの処理能力×稼働予定日数で計算してください。

1-5 保管の状況

- ① 保管量の上限は、解体業許可証に添付された「解体業に係る事業場の所在地及び事業の業に供する施設の概要」の保管量(解体事業所以外の場所の保管量も含む。)どおりに記載してください。
- ② 現在保管量は、作成年月日時点での使用済自動車及び解体自動車の保管量(解体事業所以外の場所の保管量も含む。)を記載してください。
- ③ 各欄の下段の括弧内は、解体事業所以外の場所で保管している台数について記載してください。
- ④ 保管量の上限を超過するなど不適正に大量に保管されている場合は、別記様式第6号の添付が必要になります。

1-6. 年間収支見積書

令和4年7月1日現在作成

作成年月日は申請の日と同日にしてください。

項 目		前年度(令和3年) (決算月 3月)		今年度の見込み (決算月 3月)	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)	18,150	30,000	18,000	30,000
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)	-3,025	-5,000	-3,000	-5,000
その他の経費	ウ	17,545	29,000	17,400	29,000
うち廃棄物処理委託費	エ	1,210	2,000	1,200	2,000
営業利益	オ=ア-イ-ウ	3,630	6,000	3,600	6,000
営業外損益	カ(主に支払利息(注))	-100	-165	-60	-100
経常利益	キ=オ+カ	3,530	5,835	3,540	5,900
使用済自動車等年間引取台数		605		600	
使用済自動車等年間処理台数		605		600	

※売上原価
 プラス : 使用済自動車を購入している場合
 マイナス : 使用済自動車の処分料等を受け取っている場合

※営業外損益
 プラス : 受取利息 > 支払利息の場合
 マイナス : 受取利息 < 支払利息の場合

※営業外損益
 プラス : 受取利息 > 支払利息の場合
 マイナス : 受取利息 < 支払利息の場合

使用済自動車年間引取台数及び処理台数は、事業計画書に記載の数字と一致させてください。

前年度末及び今年度末(見込み)での負債の総額(貸借対照表の負債の部)を記載してください。

(参考)

	前年度末	現在
負債総額(年度末残高) (千円)	5,000	4,500

- (注)1 自動車解体業のほか、他の事業(他のスクラップ解体業、自動車整備業等)を兼営している場合は、それらの事業を含めた全体の収支見積額で差し支えない。
 2 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
 3 使用済自動車等購入費は、購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。
 4 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合は、マイナスで計上すること。

処理工程図（解体業）

(使用済自動車等のフロー)※このフローに書ききれない場合は別紙に記入してください。

	業者名	業種	使用済自動車の種類	受入量(台/月)
受入先	〇〇自販(株)	ディーラー	使用済自動車	10台/月
	個人	-	使用済自動車	40台/月

※受入先の業種は、ディーラー、整備業者等と記載し、それ以外の場合は具体的に記載してください。

取外部品等の種類	取外量(kg・ℓ/月)	委託・売却の別	委託・売却先業者名
廃油・廃液	200ℓ/月	委託	〇〇(株)
エアバッグ	5kg/月	委託	〇〇商事(株)
エンジン	10,000kg/月	売却	〇〇金属(株)
タイヤ	1,500kg/月	委託	(有)〇〇
バッテリー	700kg/月	委託	(有)〇〇

解体

	業者名	業種	委託量(台/月)
委託先	〇〇株式会社	破砕業	50台/月

※委託先の業種は、解体業、破砕業、全部再資源化業等と記載し、それ以外の場合は具体的に記載してください。

※事務処理欄

使用済自動車の種類の欄は、使用済自動車又は解体自動車と記載してください。
 ○使用済自動車：解体前の使用済自動車のこと。
 ○解体自動車※：他の解体業者が解体済みの自動車のこと。

※ 解体業者は、エアバッグ、廃油・廃液、バッテリー、タイヤ等の回収義務がありますので、解体自動車を解体業者の引渡すケースとしては、回収義務がある品目以外の回収を行うためにさらに精緻な解体をする場合に限ります。

受入量については、必ず単位(台/月)を記載してください。

・取外量については、必ず単位(kg・ℓ/月)を記載してください。
 ・量大きい場合等は、「t/月」「kl(キロリットル)/月」等を使用しても構いません。

○委託：取外部品等が有償で売却できず、廃棄物として処理を委託する場合
 なお、(特別管理)産業廃棄物の収集運搬業者ではなく、処分業者を記載してください。
 ○売却：取外部品等が売却できる場合

委託量については、必ず単位(台/月)を記載してください。

施設概要書(解体業)

区分	解体前		解体後	
	使用済自動車等保管所	囲いの構造	ネットフェンス(事業所周囲全体〇m、高さ〇m)	解体後保管をせず速やかに搬出するため保管場所なし。
	保管面積	〇〇 m ²	—	m ²
	保管台数	〇〇 台	—	台
	床面材質	アスファルト(厚さ〇cm)+鉄板(厚さ〇mm)	—	
	排水溝の構造	コンクリート製U字側溝(横幅30cm×深さ30cm)	—	
	油水分離槽への接続	排水溝→油水分離槽	—	
燃料採取所	床面材質	鉄筋コンクリート(厚さ〇cm)		
	溜め枡の構造	コンクリート製(縦50cm×横50cm×深さ50cm)		
	油水分離槽への接続	排水溝→溜め枡→油水分離槽		
解体作業場	廃油・廃液抜き取り装置	構造・型式	〇〇社 型式〇〇〇	
		処理能力	〇〇m ³ /日	
	排水溝の構造	コンクリート製U字側溝(横幅10cm×深さ10cm)		
	油水分離槽への接続	排水溝→溜め枡→油水分離槽		
	建屋の構造	鉄骨構造折板葺き		
	床面材質	鉄筋コンクリート(厚さ〇cm)		
取外部品の保管施設	建屋の構造	鉄骨構造折板葺き(解体作業場と同じ建屋内)		
	床面材質	鉄筋コンクリート(厚さ〇cm)		
事業場の排水処理施設等	開渠の構造	コンクリート製U字側溝(横幅30cm×深さ30cm)		
	油水分離槽	材質	コンクリート	
構造		(0.5)m ³ ×(3)槽	設置基数	1基
フロン回収装置の構造	〇〇社 型式〇〇〇 能力 〇〇g/分	エアバッグ回収の方法	①インフレーター回収 ②車上作動処理	
その他参考となる事項	・廃油が漏れる恐れのある使用済自動車は保管しない。			

囲いの構造

- ① 囲いの構造は、囲いの材質・長さ・高さについて記載してください。
- ② 使用済自動車等の保管場所がない場合は、囲いの構造の欄に「保管場所がない旨」及び「保管場所がない理由」を例を参考に記載してください。

床面材質

- (使用済自動車等保管場所・燃料採取所・解体作業場・取外部品の保管施設共通)
- ・床面材質は、材質を記載して括弧書きでその材質の厚さを記載してください。
 - ・鉄板等をおいている場合は、鉄板等についても同様に記載してください。

排水溝の構造(使用済自動車等保管場所・解体作業場共通)

- ・材質、幅及び深さ等について、例を参考に記載してください。

油水分離槽への接続(使用済自動車等保管場所・燃料採取所・解体作業場共通)

- ・油水分離槽への接続経路について例を参考に記載してください。
- ・油水分離槽へ接続していない場合は、「なし」と記載してください。

廃油・廃液抜き取り装置

- ・廃油・廃液抜き取り装置を使用しないで手作業でのみ抜き取りを行う場合は、「構造・型式」の欄に「手作業で抜き取りを行う。」と記載し、処理能力の欄は空欄としてください。

建屋の構造(解体作業場・取外部品の保管施設共通)

- ・例：木造モルタル鉄板葺き、鉄筋コンクリートスレート葺き等

フロン回収装置の構造

- ・フロン類回収業の登録を行っている場合に記載してください。
- ・製造会社名、型式及び能力を記載してください。
- ・回収装置が複数あるなど欄に書ききれない場合は、別紙記載としても構いません。

エアバッグ回収の方法

- ・次のいずれか、又は両方を記載してください。
- ①インフレーター回収
- ②車上作動処理

その他参考となる事項

- ・施設の状態等について、その他に参考となる事項があれば記載してください。

7 添付書類一覧表

自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業許可に係る許可申請書に添付する書類及び図面

番号	項目	解体業		破砕業			備考
		新規	更新	新規	更新	事業範囲の変更	
1	法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面	○	○	○	○	○	別記様式第3号(解体業・破砕業共通)
2	事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む)の構造を明らかにする位置図	○	●	○	●	●	縮尺1/25,000程度
3	平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	○	●	○	●	●	処理施設周辺の地形地物の概略が把握できる縮尺1/2,500~1/5,000程度(住宅地図など)
4	事業場の平面図	○	●	○	●	●	囲い及び排水溝の施工範囲、管理事務所、油水分離槽、保管設備等、処理施設、その他関連施設の位置
5	囲いの構造図	○	●	○	●	●	
6	保管施設の構造図	○	●	○	●	●	床面、排水溝の構造など
7	燃料採取所の構造図	○	●	—	—	—	床面、溜めますの構造など
8	解体作業場の構造図	○	●	—	—	—	排水溝の構造、建屋の構造、床面の構造など
9	取外部品の保管施設の構造図	○	●	—	—	—	床面、建屋の構造など
10	破砕施設(破砕前処理設備)の構造図	—	—	○	●	●	処理施設の構造、処理施設を設置する建屋、床面の構造など
11	自動車破砕残さの保管施設の構造図	—	—	○	●	●	床面、建屋、側壁の構造など(破砕前処理施設の場合は不要)
12	処理施設用地の現況写真	○	●	○	●	●	
13	処理施設、付帯設備の処理能力に関する設計計算書・仕様書	○	●	○	●	●	
14	保管面積・保管容量(台数)計算書	○	●	○	●	●	
15	許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類	○	●	○	●	●	
16	土地の登記簿謄本	○	●	○	●	●	
17	公図	○	●	○	●	●	
18	事業計画書	○	●	○	●	●	別記様式第4号(解体業) 別記様式第5号(破砕業)
19	処理工程図	○	○	○	○	●	別記様式第8号(解体業) 別記様式第9号(破砕業)
20	使用済自動車等の撤去・改善計画書	○	○	○	○	●	使用済自動車を大量に保管している場合又は不適正保管している場合のみ(事業場とはなれた場所に保管している場合も含む。)
21	収支見積書	○	○	○	○	●	別記様式第4号(解体業) 別記様式第5号(破砕業)
22	許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び登記されていないことの証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条1項に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書をいう。以下同じ。)(※2)	▲	○	▲	○	▲	
23	許可申請者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本	○	○	○	○	○	
24	許可申請者が法人である場合においては、その役員住民票の写し及び登記されていないことの証明書(※2)	▲	○	▲	○	▲	
25	許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の所有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書(※2)(これらの者が法人である場合には、登記簿謄本)	▲	○	▲	○	▲	
26	許可申請者に令第5条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書(※2)	▲	○	▲	○	▲	
27	許可申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書(※2)	▲	○	▲	○	▲	
28	標準作業書	○	○	○	○	○	
29	施設概要書	○	●	○	●	○	別記様式第10号(解体業) 別記様式第11号(破砕業)

[凡例] ●: 変更がある場合(又は変更に係る部分)のみ添付が必要

▲: 先行許可証を提出した場合は原本の添付は不要ですが、本籍入りの住民票のコピーを添付してください。

※1 公的機関から発行される証明書等は、原則として3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。

※2 法第62条第1項第2号イ(心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者(精神の機能の障害により解体業(破砕業)を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者))に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類として提出を求める書類です。登記されていないことの証明書によらない場合、当該業務を適切に行うことができる能力を有することが確認できる書類を御提出いただきますので事前に御相談ください。

8 申請・相談窓口

盛岡市環境部廃棄物対策課

郵便番号：020-8531

盛岡市若園町2番18号／若園町分庁舎3階

電話番号 019-626-7573 (ダイヤルイン)

019-651-4111 (代表)

FAX 番号 019-626-4153

e-mail haitai@city.morioka.iwate.jp

HP アドレス <http://www.city.morioka.iwate.jp/>

<若園町分庁舎案内図>

